

処分基準（公表用）

様式第 4 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年第 1 4 5 号
手続名	地域連携薬局等の構造設備の改善命令又は施設の使用停止命令	根拠条項	第 7 2 条第 5 項
処分基準	<p>地域連携薬局等の開設者に対して、その構造設備が第 6 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 6 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準（ ）に適合しない場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。</p> <p>厚生労働省令で定める基準 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第 1 0 条の 2 法第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 法第 6 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する利用者(別表第一を除き、以下単に「利用者」という。)が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>第 1 0 条の 3 2 法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課
		交付機関	薬務課
		目次	2 9 の 5